

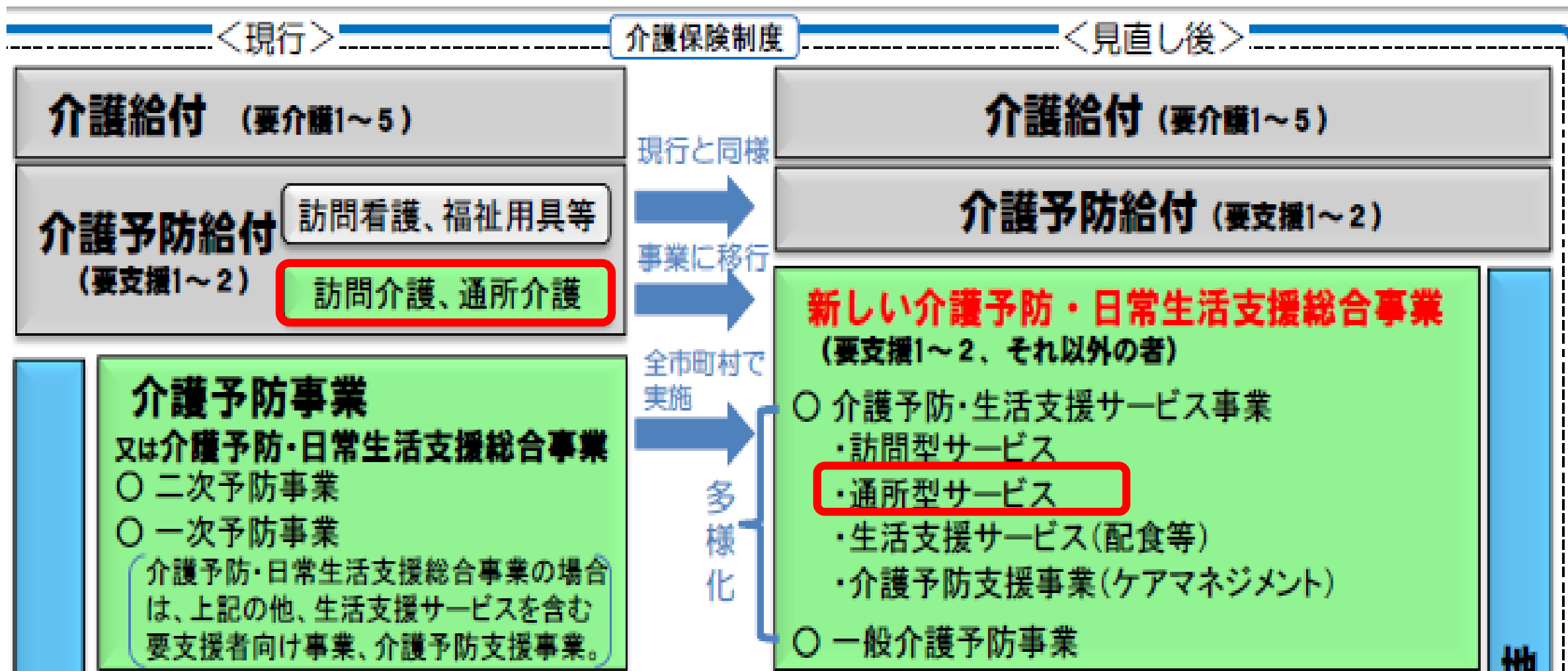
第2回 総合事業説明会

通所事業所用

平成28年11月11日

高砂市高年介護課

現行と移行後



通所サービス① ガイドラインより

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

通所サービスのメニュー

現行相当サービス

種別	現行の介護予防通所介護相当のサービス
内容	○現行の介護予防通所介護と同様のサービス
対象者とサービスの提供の考え方	○すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要な入浴、排泄、食事等の介助や認知症が認められるケース
実施方法	事業者指定
人員基準	①管理者常勤・専従1以上 ②生活相談員等専従1以上 ③看護職員専従1以上 (定員10人以下の場合は、看護職員又は介護職員いずれか1以上) ④介護職員15人以下専従1以上 15人超利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ⑤機能訓練指導員1以上

通所サービスのメニュー

介護予防通所型Aサービス（緩和したサービス）

種別	通所型Aサービス（緩和した基準によるサービス）
内容	○入浴、排泄、食事等の介助を行わないサービス
対象者とサービス提供の考え方	○入浴、排泄、食事等の介助が不要なケース
実施方法	事業者指定
人員基準	①管理者専従1以上（現行の介護予防通所介護相当のサービスと兼務可） ②看護職員又は介護職員いずれかで必要数

単位数・単価・サービス額

単位：月につき

対 象	事業対象者、要支援1	事業対象者、要支援2
介護予防通所介護相当 みなし事業者	A5-1111 1,647単位 サービス額 16,700円 利用者負担 1,670円	A5-1121 3,377単位 サービス額 34,242円 利用者負担 3,425円
介護予防通所介護相当 独自事業者	A6-1111 1,647単位 サービス額 16,700円 利用者負担 1,670円	A6-1121 3,377単位 サービス額 34,242円 利用者負担 3,425円

* 1単位10.14円

* 月割日額は従来の考え方

* 1割負担の場合

単位数・単価・サービス額

単位：月につき

対 象	事業対象者、要支援1	事業対象者、要支援2
介護予防通所型Aサービス みなし事業者 独自事業者	A7-〇〇 1,153単位 サービス額 11,691円 利用者負担 1,170円	A7-〇〇 2,364単位 サービス額 23,970円 利用者負担 2,397円

- * 1単位10.14円
- * 月割日額は従来の考え方
- * 1割負担の場合
- * サービスコード項目は国保連と協議

加算

- ・介護予防通所介護相当

若年性認知症受入、生活機能向上グループ、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、選択的サービス複数実施、事業所評価、サービス提供体制強化

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.6%

(Ⅱ)4.8%

(Ⅲ)(Ⅱ)×0.9

(Ⅳ)(Ⅱ)×0.8

- ・介護予防通所型Aサービス

若年性認知症受入、生活機能向上グループ加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算はない。

介護職員処遇改善加算は検討中

減算

- 介護予防通所介護相当
従来と同様の減算
- 介護予防通所型Aサービス
減算はない

限度額管理

- 要支援1、事業対象者 月額50,030円
- 要支援2 月額104,730円

現在のサービスを継承するもの

- 高額介護サービス費相当事業(←介護予防給付)
- 高額医療合算介護予防サービス費相当事業(←介護予防給付)

移行後の介護予防ケアマネジメント

- 総合事業のサービスの提供に向け地域包括支援センターが実施。
- 要件を緩和したサービスを設け、費用額の抑制、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託の促進を図る。

ケアマネジメントA	介護予防支援と同等のサービス。要件・単価も同等	相当サービス 通所型Aサービス 通所型Cサービス
ケアマネジメントB	サービス担当者会議を緩和した類型を想定	通所型Bサービス
ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント	一般介護予防

移行時期と方法

- 高砂市の総合事業への移行時期は平成29年4月1日～
- 平成29年4月1日以降、認定更新に合わせ介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行。全ての要支援者が移行するのは平成30年3月31日
- ただし、初回の利用者は要支援申請が必要。
- 平成29年4月1日以降の利用には、利用者との契約変更が必要
- ケアマネ向け説明会を実施（地域包括支援センター）

要綱制定と住民説明

- 平成28年12月要綱のパブリックコメント実施を予定
- 市民向けチラシ・広報（平成29年2月）を作成・実施を予定
- 平成29年2月に行政地区単位で、実施を予定

事業所指定 みなし指定の事業所

平成27.3.31以前の指定介護予防通所介護事業所

- 医療介護総合確保推進法附則第13条により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者 平成30年3月31日まで
- 平成29年度中に更新指定申請手続きが必要 指定期間 6年間
- 指定を受けたものとみなされた者の不要とする旨の申出 平成28年12月28日まで
- サービス事業の供給量を超過する場合など指定事業者の指定をしない場合がある

事業所指定

H27、4以降指定事業所の扱い

- 医療介護総合確保推進法附則第13条により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者以外の指定事業者の指定 平成29年4月1日以降指定を受ける者 6年間
- 事前受付を平成29年1月4日以降受付
ただし、指定は、平成29年4月1日

指定基準

現行相当・Aサービスの一体的指定

- 事業所指定は、現行相当サービス・介護予防通所型Aサービスの一体的指定
- 現行相当サービスのみの指定、介護予防通所型Aサービスのみの指定はない

事業所指定 人員基準

- 現行相当サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、旧基準による。
- 介護予防通所型Aサービス従事者は、上記に関わらず看護職員又は介護職員員いずれかで必要数。
- 管理者その他基準は旧基準による。

事業所指定 設備・運営基準等

- 現行相当サービスに係る設備に関する基準は、旧基準による。
- 介護予防通所型Aサービスに係る設備に関する基準は、食堂及び機能訓練室の面積を三平方メートルで除した利用者数以内とする。
- 運営に関する基準及び基準該当介護予防サービスに関する基準は、旧基準による。

事業所コード

- 指定等を受けた事業所又は施設は、介護給付費請求のために当該事業所等を識別するための番号（介護保険事業所番号）が設定される。このとき、同一法人が同一所在地において複数の事業所としての指定を受ける場合には、特例として同一番号を使用できる。

移行期間中の事業所指定

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	通所介護	指定通所介護事業所の指定	兵庫県
予防給付	介護予防通所介護	指定介護予防通所介護の指定	兵庫県
総合事業	通所型サービス	総合事業の通所型サービス事業所の指定	高砂市

利用者との契約と重要事項説明

○総合事業によるサービス提供にあたっては、**利用者との契約が必要**となる。

※現在の介護予防通所介護の提供に係る契約は「介護予防通所介護の提供」に関する事項だから、総合事業には適用されない。

○事業所における総合事業移行に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いします。

○重要事項説明も同様の対応が必要

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及を図る。

対象者：事業対象者要支援者だけでなくその他高齢者も参加

通所・訪問事業所等にリハ職を派遣し、職員への指導を実施